

一般社団法人 日本口腔内科学会

認定医、専門医ならびに指導医制度施行細則

第1条 日本口腔内科学会認定医、専門医ならびに指導医制度規則の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、次の各条に従うものとする。

第2条 認定医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1、2（3項目がないため）項を満たすものとする。

1. 本学会が主催する学術大会を含み、口腔医学に関する発表を筆頭者として1題以上
2. 次の各号について口腔医療に係わる疾患治療実績50症例以上（うち詳記15症例:(2)もしくは(3)を5例以上含む）、又は口腔医療に関する基礎的又は臨床的研究論文として3編以上
 - (1) 口腔医療について検査を含めた診断と治療
 - (2) 全身疾患に関連する口腔疾患診断または治療
 - (3) 口腔保健指導及び口腔リハビリテーション（口腔ケア、摂食嚥下機能、栄養管理、口腔緩和ケアなど）

第3条 専門医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～3（4項目がないため）項を満たすものとする。

1. 本学会が主催する学術大会を含み、口腔医学に関する発表を3題以上
2. 学会機関誌を含み、口腔医学に関する論文を3編以上
3. 次の各号について口腔医療に係わる疾患治療実績80症例以上（うち詳記25症例:(2)もしくは(3)を5例以上含む）、又は口腔医療に関する基礎的又は臨床的研究論文として10編以上
 - (1) 口腔医療について検査を含めた診断と治療
 - (2) 全身疾患に関連する口腔疾患診断または治療
 - (3) 口腔保健指導及び口腔リハビリテーション（口腔ケア、摂食嚥下機能、栄養管理、口腔緩和ケアなど）

第4条 指導医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～3項を満たすものとする。

1. 本学会が主催する学術大会を含み、口腔医学に関する発表を5題以上
2. 学会機関誌を含み、口腔医学に関する論文を5編以上
3. 次の各号について口腔医療に係わる疾患治療実績100症例以上（うち詳記25症例:(2)もしくは(3)を5例以上含む）、又は口腔医療に関する基礎的又は臨床的研究論文として15編以上
 - (1) 口腔医療について検査を含めた診断と治療
 - (2) 全身疾患に関連する口腔疾患診断または治療
 - (3) 口腔保健指導及び口腔リハビリテーション（口腔ケア、摂食嚥下機能、栄養管理、口腔緩和ケアなど）

第5条 認定医の申請を行う者は、次の各号に定める申請書類に別に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

1. 認定医資格申請書（様式1）
2. 履歴書（様式2-1）
3. 歯科医師または医師免許の写し
4. 会員歴証明書（様式2-2）
5. 口腔医学あるいは口腔医療に関する業績目録（様式3）
6. 診療実績報告書（様式4、15症例を記載）

第6条 専門医の申請を行う者は、次の各号に定める申請書類に別に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医資格申請書（様式1）
2. 履歴書（様式2-1）
3. 歯科医師または医師免許の写し
4. 会員歴証明書（様式2-2）
5. 口腔医学あるいは口腔医療に関する業績目録（様式3）
6. 診療実績報告書（様式4、25症例を記載）
7. 認定医認定証

第7条 指導医の申請を行う者は、次の各号に定める申請書類に別に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

1. 指導医資格申請書（様式1）
2. 履歴書（様式2-1）
3. 歯科医師または医師免許の写し
4. 会員歴証明書（様式2-2）
5. 口腔医学あるいは口腔医療に関する業績目録（様式3）
6. 診療実績報告書（様式4、25症例を記載）
7. 指導実績報告書（様式5）
8. 専門医認定証

第8条 研修機関の指定を申請する診療科等の長は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 研修機関指定申請書（様式6-1）
2. 施設（診療科）在籍歯科医師名簿（様式6-2）
3. 指導医（代議員）勤務証明書（様式7）
4. 研修機関内容証明書（様式8-1または8-2）
5. 指導医認定証の写し

第9条 認定医の資格更新には、別表1に示す研修単位を5年間に80単位以上履修することを要する。1. 上記の規定にかかわらず、認定委員会の審査により認定医の更新が認められることがある。

第10条 認定医の資格更新をしようとする者は、資格喪失日の6ヶ月から3ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類に別に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

1. 認定医更新申請書（様式9）
2. 履歴書（様式10-1）
3. 会員歴証明書（様式10-2）
4. 認定医認定証の写し
5. 口腔医学あるいは口腔医療に関する業績目録（様式11）

第11条 専門医の資格更新には、別表1に示す研修単位を5年間に120単位以上履修することを要する。1.
上記の規定にかかわらず、認定委員会の審査により専門医の更新が認められることがある。

第12条 専門医の資格更新をしようとする者は、資格喪失日の6ヶ月から3ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類に別に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医更新申請書（様式9）
2. 履歴書（様式10-1）
3. 会員歴証明書（様式10-2）
4. 専門医認定証の写し
5. 口腔医学あるいは口腔医療に関する業績目録（様式11）

第13条 指導医の資格更新には、別表1に示す研修単位を5年間に180単位以上履修することを要する。

1. 上記の規定にかかわらず、認定委員会の審査により指導医の更新が認められることがある。

第14条 指導医の資格更新をしようとする者は、資格喪失日の6ヶ月から3ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類に別に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

1. 指導医更新申請書（様式9）
2. 履歴書（様式10-1）
3. 会員歴証明書（様式10-2）
4. 指導医認定証の写し
5. 口腔医学あるいは口腔医療に関する業績目録（様式11）

第15条 研修機関の指定を更新する診療科等の長は、資格喪失日の6ヶ月から3ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 研修機関更新申請書（様式12）
2. 施設（診療科）在籍歯科医師名簿（様式13-1）
3. 指導医（代議員）勤務証明証（様式13-2）
4. 診療実績報告書（過去5年間）（様式14-1または14-2）

第16条 認定委員会は施行に必要な内規を定めることができる。1. 内規の定めあるいは改廃には、委員の三分の二以上の賛成を要し、理事会の承認を受けなければならない。

第17条 本制度の施行に関わる諸手数料は次のように定める。

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 認定医申請審査料 | 15,000円 |
| 2. 認定医登録料 | 15,000円 |
| 3. 認定医更新申請料 | 15,000円 |
| 4. 専門医申請審査料 | 15,000円 |
| 5. 専門医登録料 | 15,000円 |
| 6. 専門医更新申請料 | 15,000円 |
| 4. 指導医申請審査料 | 15,000円 |
| 5. 指導医登録料 | 15,000円 |
| 6. 指導医更新申請料 | 15,000円 |
| 7. 研修機関申請審査料 | 15,000円 |
| 8. 研修機関登録料 | 15,000円 |

第18条 本細則を変更する場合は、理事会の議を経て、社員総会の承認を必要とする。

付則

本制度は平成30年10月1日から施行する。

日本口腔内科学会認定医、専門医ならびに指導医
資格更新のための研修単位基準（別表1）

(1) 学会出席【学会参加証を必要とする】

本学会学術大会（総会）	20単位
関連学会学術大会（総会）	10単位
関連学会学術大会（地方会）	5単位
日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会	10単位
アメリカ口腔内科学会（AAOM）総会	15単位
ヨーロッパ口腔内科学会（EAOM）総会	15単位
世界口腔内科学会議（WWOM）総会	15単位
国際歯科学会（IADR）総会	10単位
米国歯科学会（AADR）総会	10単位

ただし、上記の学会の共催に当たっては、単位の重複は認められない。

(2) 学会発表

【上記(1)に定める学会主催の学術集会(口腔内科学および口腔科学関係)】

筆頭発表者	10単位
共同発表者	5単位

【医療系大学等主催の学術集会(口腔内科学および口腔科学関係)】

筆頭発表者	5単位
共同発表者	3単位

(3) 論文（和文）

本学会雑誌の原著論文・総説論文	
筆頭著者	20単位
共著者	10単位
本学会雑誌の原著・総説以外の論文	
筆頭著者	10単位
共著者	5単位

その他の雑誌の原著論文・総説論文（口腔内科学あるいは口腔科学に関する内容を含むもの）

筆頭著者	10単位
共著者	5単位

その他の雑誌の原著・総説以外の論文（口腔内科学あるいは口腔科学に関する内容を含むもの）

筆頭著者	5単位
共著者	3単位

論文（欧文）

JOMSMPの原著論文・総説論文	
筆頭著者	20単位
共著者	10単位
JOMSMPの原著・総説以外の論文	
筆頭著者	10単位
共著者	5単位

その他の雑誌の原著論文・総説論文（口腔内科学あるいは口腔科学に関する内容を含むもの）

筆頭著者	15単位
共著者	8単位

その他の雑誌の原著・総説以外の論文

筆頭著者	8単位
共著者	3単位

(4) 本学会又は口腔科学関連学会が主催する教育研修会などへの参加【修了証を必要とする】

15単位